

知多市社協ヘルパーステーション（指定居宅介護等事業）運営規程

平成15年4月1日
規程第19号

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人知多市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する知多市社協ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する居宅介護及び同行援護（以下「指定居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、居宅支給決定を受けた障害者及び障害児（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護員は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、外出時における移動の介護その他生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業所の訪問介護員は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。

3 指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定居宅介護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 知多市社協ヘルパーステーション

(2) 所在地 知多市緑町32番地の6

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 3人以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導等のサービス内容の管理及び居

宅介護計画の作成等を行うとともに、自らも指定居宅介護等の提供に当たるものとする。

(3) 訪問介護員 20人以上（常勤換算2.5人以上）

訪問介護員は、指定居宅介護等の提供に当たる。

(4) 事務職員 1人

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び12月29日から翌年の1月3日まで（祝日法による休日を除く。）を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 指定居宅介護等の提供時間は、年中無休の午前7時から午後9時までとする。

（指定居宅介護等の内容及び主たる対象者）

第6条 指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護

① 身体介護

② 家事援助

③ 通院等介助

(2) 同行援護

2 事業所において指定居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護

① 身体障害者

② 知的障害者

③ 障害児

④ 精神障害者

⑤ 難病等対象者

(2) 同行援護

① 身体障害者

② 障害児

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、知多市内とする。

（利用料）

第8条 指定居宅介護等を提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当

該指定居宅介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割とする。
ただし、関係市町が定める負担上限月額範囲内とする。

- 2 前条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員は、指定居宅介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第10条 事故が発生した場合、事業者は、速やかに関係市町及び利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 事故が発生した場合は、事故の状況および事故に際して取った処置について記録する。
- 3 事故が発生した場合は、その原因を解明し、再発防止のための対策を講ずる。
- 4 利用者に対する指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

第11条 事業所は、提供した指定居宅介護等に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護等に関する利用者及び家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを行う。
- 4 事業所は、提供した指定居宅介護等に関し、関係市町が行う調査に協力するとともに、質問若しくは照会に応じる。また、利用者又はその家族からの苦情に関して、関係市町が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 事業所は、関係市町からの求めがあった場合には、前項の改善内容を報告する。
- 6 事業所は、提供した指定居宅介護等に係る利用者又はその家族からの苦情に関して、県が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

7 事業所は、県からの求めがあった場合には、前項の改善内容を報告する。
(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ関係市町へ報告する。

- (1) 虐待防止のための指針の整備
- (2) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (3) 成年後見制度の利用支援
- (4) 苦情解決体制の整備
- (5) 従業者に対する利用者の人権の擁護及び虐待の防止に係る研修（年1回以上）の実施
- (6) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催（年1回以上）及びその結果について従業者への周知

(身体拘束等の禁止)

第13条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (2) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修（年1回以上）の実施
- (3) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催（3月に1回以上）及びその結果について従業者への周知

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、利用者に対して適切な指定居宅介護等を提供するため、訪問介護員の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 事業所は、従業者に対し、健康診断等を定期的実施する。

3 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

4 事業所は、利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する記録を整備し、

契約終了日から5年間保存する。

- 5 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 6 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 7 事業所は、適切な指定居宅介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が、害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- 8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は本会会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(員数の変更)

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(員数の変更)

附 則

この規程の一部改正は、令和元年10月1日から施行する。

(員数の変更)

附 則

この規程の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

(員数の変更)

附 則

この規程の一部改正は、令和2年6月5日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(職員の職務内容の変更)

附 則

この規程の一部改正は、令和2年7月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(職員の職務内容の変更)

附 則

この規程の一部改正は、令和2年8月1日から施行する。

(員数の変更)

附 則

この規程の一部改正は、令和3年6月1日から施行する。

(員数の変更)

附 則

この規程の全部改正は、令和4年4月1日から施行する。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正のため)

附 則

この規程の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。

(員数の変更)